

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和 5 年度橋本市一般会計補正予算(第 5 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 5 年度橋本市一般会計補正予算(第 5 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 5 年 8 月 2 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年度 橋本市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度橋本市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 59,366 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,713,736 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 8 月 2 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 負 担 金	
19 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
22 市 債			
		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
4,194,793	39,597	4,234,390
2,517,622	39,597	2,557,219
2,657,960	69	2,658,029
2,657,957	69	2,658,026
1,741,500	19,700	1,761,200
1,741,500	19,700	1,761,200
29,654,370	59,366	29,713,736

歳 出

款		項	
11 災 害 復 旧 費			
		2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
263, 799	59, 366	323, 165
129, 901	59, 366	189, 267
29, 654, 370	59, 366	29, 713, 736

第 2 表 地方債補正
(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
災 害 復 旧 事 業	千円 163,900	証書借入 又は 証券発行	5.0％ 以内 ただし、利率見直し方 式で借り入れる公的資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率。	借入先の融通条件によ る。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮もしくは 繰上償還又は低利に借 換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 183,600	証書借入 又 は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。